特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	医療福祉事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、医療福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県稲敷市長

公表日
令和7年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉事業に関する事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び稲敷市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき，住民票に基づく異動等及び年齢，加入保険内容，障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦，小児，母子家庭及び父子家庭，重度心身障がい者等)し資格の管理を行う ②本人又は世帯員の所得判定により受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う
③システムの名称	医療福祉システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 医療福祉資格ファイル　2. 医療福祉助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	茨城県医療福祉対策要綱、稲敷市医療福祉費支給に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 稲敷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・保険年金課　　電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　保険年金課　　電話029-892-2000

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー利用の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、医療福祉事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう案内をしている。以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅰ　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び稲敷市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき，住民票に基づく異動等及び年齢，加入保険内容，障害内容等により受給者毎に分類 （妊産婦，小児，高校生相当，母子家庭及び父子家庭，重度心身障がい者等）し資格の管理を行う ②本人又は世帯員の所得判定により受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	茨城県医療福祉対策要綱及び稲敷市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき，住民票に基づく異動等及び年齢，加入保険内容，障害内容等により受給者毎に分類 （妊産婦，小児，母子家庭及び父子家庭，重度心身障がい者等）し資格の管理を行う ②本人又は世帯員の所得判定により受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　3．個人番号の利用	茨城県医療福祉対策要綱、稲敷市医療福祉費支給に関する条例	茨城県医療福祉対策要綱、稲敷市医療福祉費支給に関する条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第2項	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　①	実施しない	実施する	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第8号 稲敷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　①部署	市民生活部保険年金課	保険福祉部保険年金課	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	保険年金課長　伊藤　知也	保険年金課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒300-0595　茨城県稲敷犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　保険年金課　　電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595　茨城県稲敷犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　保険年金課　　電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　①部署	保険福祉部保険年金課	市民生活部保険年金課	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和7年1月14日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	第19条8号	第19条9号	事後	番号法改正による条項号ずれ
令和7年1月14日	Ⅳ-8．人手を介在させる作業	記載なし	新規記載	事後	評価書様式の変更
令和7年1月14日	Ⅳ-11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規記載	事後	評価書様式の変更